

ネット選挙解禁に伴う政治活動と選挙運動の区別の融解

本田正美^{†1}

選挙期間中のインターネットの利用は、公職選挙法で定めるところの選挙期間中の文書図画の使用制限に抵触するとして、これまでは禁止されてきた。しかし、2013年の公職選挙法改正により、選挙期間中のインターネットの利用が認められ、例えば、候補者が選挙期間中に自身のWebサイトを更新することや電子メールを利用した選挙運動も行うことが出来るようになった。ところで、公職選挙法では、選挙運動は選挙期間中にしか行えないとされている。選挙運動とは、特定に選挙において特定の候補者への投票や非投票を促す行為を指し、広く政治的な運動全般を指す政治活動にも包含されている。選挙期間以外で選挙運動を行うと、事前運動として取り締まりの対象とされていたのである。本研究は、2013年のネット選挙の解禁後の選挙運動のあり方を見ることで、ネット選挙の解禁に結実した情報技術の浸透が公職選挙法の想定するところの政治活動と選挙運動の区別という枠組みを融解させたことを明らかにする。この作業を通して、日本の選挙制度について再考の必要性があることにつき議論を行いたい。

The dissolution of distinction of political activity and election campaign with removal of ban of net election campaign

Masami HONDA^{†1}

The use of the Internet during an election period has been prohibited saying that it conflicted with the limitation of document drawings during an election period prescribed in the Public Officers Election Act. However, the use of the Internet during an election period was accepted by Public Officers Election Act revision of 2013, and the candidate came to be able to perform updating a Web site of oneself during an election period and using an E-mail. By the way, it provides that the Public Officers Election Act accepts an election campaign only during an election period. An election campaign is an act to promote the vote to a candidate and a non-vote in specific election and is included in a political activity. The election campaign except the period of the election was targeted in the control as pre-election campaigning. By seeing the way of the election campaign after the removal of a ban of the net election campaign of 2013, this study clarifies that penetration of the information technology crystallized into the removal of a ban of the net election disentangles the distinction of a political activity and the election campaign that the Public Officers Election Act assumes. Through this study, it discusses that there is the need of the reconsideration about Japanese election system.

1. はじめに

日本における選挙制度では、選挙期間中のインターネットの利用は公職選挙法で定めるところの選挙期間中の文書図画の使用制限に抵触するとして、これまではその利用が禁止されてきた。しかし、2013年の公職選挙法改正により、選挙期間中のインターネットの利用が認められ、例えば、候補者が選挙期間中に自身のWebサイトを更新することや電子メールを利用した選挙運動も行うことが出来るようになった。この選挙期間中のインターネット利用の解禁をネット選挙解禁と称する。

ところで、公職選挙法では、選挙運動は選挙期間中にしか行えないとされている。選挙運動とは、特定に選挙における特定の候補者への投票や非投票を促す行為を指し、広く政治的な運動全般を指す政治活動に包含されている。選挙期間以外で選挙運動を行うと、事前運動として取り締まりの対象とされていたのである。

本研究は、2013年のネット選挙の解禁後の選挙運動のあり方を見ることで、ネット選挙の解禁に結実した情報技術の浸透が公職選挙法の想定するところの政治活動と選挙運

動の区別という枠組みを融解させたことを明らかにする。この作業を通して、日本の選挙制度について再考の必要性があることにつき議論を行いたい。

2. ネット選挙解禁の背景

日本の選挙制度について規定する公職選挙法第1条では、「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする」と、その法律の目的を謳っている。公職選挙法は、公平な選挙が行われることを目指して、例えば選挙期間中にしか選挙活動が行えないなどの制限を課している。

本研究で着目するところのネット選挙とは、端的には選挙期間中のインターネット利用を指す。情報社会の進展によって、社会のあらゆる分野において情報通信技術の利用が進む中で、議員の活動もその例外とはならず、情報通信技術の利用が模索されてきた。とりわけ、自らの情報を発信するために、Webサイトを開設することが彼らの中で広まってきたのである。しかし、1996年に新党さきがけが当

^{†1} 東京大学大学院情報学環
Interfaculty Initiative in Information Studies, The University of Tokyo

時の自治省に選挙期間中のインターネット上のホームページ利用の可否について問い合わせたところ、選挙期間中のインターネットの利用は「選挙運動のために使用する文書図画」にあたりと解釈され、その利用は制限されるとの回答を得ていた。この一件以来、公職選挙法上、選挙期間中のインターネットの利用は禁止されていると解されてきたのである。

議員による Web サイトの開設については、例えば 2003 年に[1]のような分析も行われている。かように、議員による Web サイトの利用はその後にも広がりを見せ、選挙期間中以外においては、議員の情報発信の主要な手段のひとつとなって久しいと言えよう。

選挙期間中のインターネットの利用の解禁については、1998 年に民主党がそれを盛り込んだ公職選挙法の改正案を国会に提出して以来、断続的にその実現へ向けた取り組みがなされてきたところである。その後のネット選挙解禁へ向けた動きについては[2]が詳しいが、2010 年代に入ってネット選挙解禁の動きが本格化し、2013 年に公職選挙法が改正されたことで、ネット選挙は解禁されるに至ったのである。

3. ネット選挙解禁の概要と結果

2013 年に公職選挙法が改正されたことにより、選挙期間中のインターネット利用が認められ、いわゆるネット選挙が解禁となった。

この 2013 年の公職選挙法改正は、以下のような改正点から成る[3]。

- 1、Web サイト等を利用する方法による選挙運動の解禁
- 2、電子メールを利用する方法による選挙運動文書図画の頒布の解禁
- 3、選挙運動期間中に政党等の Web サイトなどに直接リンクする政治活動用の有料広告掲載の解禁
- 4、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁
- 5、屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写等の解禁

公職選挙法の改正により、懸案だった選挙期間中の Web サイトの利用の道が切り開かれた。選挙期間中の Web サイトの利用は、候補者や運動員だけではなく、有権者にも認められたため、候補者を応援している支持者が投票を呼び掛ける投稿を行うことも可能となった。その他、一定の要件を満たせば、選挙運動において候補者などが電子メールを利用することも可能となった。さらに、政党などが Web サイト上に有料広告を掲載し、自らの開設する Web サイトにアクセスを誘導することも可能となった。

また、これまでは選挙期日後の挨拶行為は禁止されていたが、選挙期間中のインターネット利用の道が開かれたことに合わせて、選挙後にインターネットなどを利用して挨拶行為を行うことが許容された。これにより、例えば当選者は Web サイト上で、当選の挨拶を行うことが出来るようになった。

さらに、屋内の演説会場において、選挙運動のために行う映写などが認められることになった。これは、屋内での演説時に、PC を利用し、資料などを映写することが可能になったことを意味する。

以上のような改正点があったものの、[4]では、「インターネットを利用する方法による選挙運動や落選運動は、解禁されたとはいっても依然としてさまざまな義務が課せられている」と指摘されている。例えば、電子メールについては、送信にあたっていくつかの義務が課され、一般の有権者に至っては候補者から送られてきたメールを転送するといったことも出来ないのである。

ネット選挙解禁後、2013 年 7 月には参議院議員選挙が実施された。この選挙はネット選挙解禁後の最初の国政選挙ということで注目を集めた。しかし、[5]によれば、ネット選挙の解禁が投票率の向上やネットの双方向性を活かした政策論争の生起といった顕著な変化には繋がらなかった。続く 2014 年 12 月には衆議院議員選挙が実施された。ここでも、[6]において紹介されるように特徴的な取り組みを展開した候補者が見受けられたものの、ネット選挙に力を入れた次世代の党が大きく議席を減らすなど、ネット選挙解禁が日本における選挙運動や選挙結果に対して大きな影響を及ぼしたとは考えにくい。

4. 選挙運動と政治活動

ここまで、ネット選挙の解禁について議論してきた。ここで注目されるのは、そもそも公職選挙法では、選挙期間中の活動につき制限が加えられていたことにより、選挙期間中のインターネット利用にも制限があると解されてきたことであり、選挙期間外であれば、その利用も広く認められていたことである。この選挙期間以外の政治家や議員の活動は、「政治活動」と位置付けられている。

公職選挙法では、選挙運動自体の明確な定義はなされていない。ただし、同法第 129 条では、選挙運動はその選挙の告示日に立候補の届出が受理された時から投票日(選挙期日)の前日までの間に限って行うことが出来ることとされている。それゆえに、立候補届出前の選挙運動は禁じられており、届け出前の選挙運動は事前運動とされ、それを行えば公職選挙法違反とされるのである。

公職選挙法上は明確に定義されていない選挙運動であるが、これについては、例えば最高裁判決では、以下のように示されている。

「公職選挙法における選挙運動とは、特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要な有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることをいうものであると解すべきである」
(最1小判昭和52・2・24)

これに従えば、選挙運動とは、端的には、特定の選挙において特定の候補者を当選させようとする行為であると定義される。

この何者かを当選させようとする行為以外に、当選させようとしないう行為というものも想定される。それがいわゆる落選運動である。[7]に見られるように、韓国などの国では、落選運動に関する成功事例もある。韓国については、[8]でも論じられるように、インターネットの普及が落選運動に大きな影響を及ぼしている。

[9]でも議論されているように、日本ではネット選挙解禁にあたって、落選運動も公職選挙法の中で位置付けを与えられることになり、ネット上での落選運動に関する制限などが規定されることとなっている。

これまで、日本の政治家は、日常では政治活動を行い、選挙期間となれば、選挙運動を行うという枠組みの中で活動を行ってきたのである。これは、投開票日以外に特段の選挙期間を定めず、常に選挙活動が行われているようなアメリカ合衆国のような国とは大きく異なるあり方である。

5. 選挙運動の実相

前章では、選挙運動をめぐる定義に関して考察した。本章では、選挙運動が実際にどのように展開されているのか、主に2014年12月の衆議院議員選挙を基にしている[10]によりながら、事例分析を行う。

選挙においては、候補者は告示日・公示日に立候補の届出を行う。それが受理されれば、そこから選挙戦が開始され、選挙運動が行われることになる。

告示日・公示日は選挙戦最初の日であり、この日は、公設掲示板へのポスターの貼り付け、選挙陣営の出陣式など、選挙期間中に一度しか行われないうもの、欠かすことが出来ない活動から成る。

公設掲示板へ掲示するポスターは、有権者の多くの目に触れるものであるため、その貼り付け作業は特に重要となる。公設掲示板は選挙区内に数百カ所単位で設置されるものであり、短時間のうちに全てにポスターを貼るためには、多数の人員が動員されることになる。

具体的に展開される選挙運動については、各候補者の考えなどにより、千差万別であると言える。ただし、公職選挙法による各種の制限の存在によって、実際に行える活動

は限られている。そのため、実際に展開されている運動について候補者間の差異は大きくないものと考えられる。以下は、その一つの事例として紹介することとする。

多くの場合、選挙期間中の候補者の動きを規定するのは、拡声器の存在である。公職選挙法により、参議院議員選挙を除き、選挙期間中は、拡声器の使用が一候補者につき一組に制限されているからである(公職選挙法第141条第1項)。例えば、候補者が街頭演説で拡声器を使用する場合、同時刻に選挙カーが拡声器を使用して宣伝活動を行うことが法律上は禁止されているのである。加えて、街頭での演説は、午前8時から午後8時までとされている(公職選挙法第164条の6)。そこで、この12時間を中心として、どこで拡声器を使用するのかという観点から、選挙運動の具体的な中身は組み立てられることになる。

なお、選挙カーにあつては、走行中に搭乗員が演説することが認められておらず、同一内容の短い文言を繰り返して呼称する連呼行為を行うことが認められている。このため、選挙カーからは、候補者の名前や演説会の開催告知などが連続して叫ばれることになる。

この連呼行為が行われる選挙カーと街頭演説などを行う候補者の連動が必要とされる。具体的には、午前8時から午後8時までの間、基本的には選挙カーは選挙区内を走行させつつ、候補者が選挙カーに同乗したり、選挙カーと候補者が駅前などで合流して街頭で拡声器を用いた演説を行ったりするということが実際には行われている。ただし、選挙カーの使用は任意であり、使用しない候補者であれば、候補者が専ら拡声器を使用し、街頭で演説を行いという方法を採用することも可能である。あるいは、候補者が所属する政党や確認団体にも選挙期間中の選挙カーの使用が認められおり、一人の候補者が複数の拡声器を同時に使用する事態も生じ得る。

選挙期間中の候補者による選挙運動の一日は次のような流れになり、これが選挙期日の前日まで連日繰り返されている。

朝は、選挙区内の鉄道の駅や大きな交差点などの人の往来の多い場所で、候補者は午前8時よりも前から立ち、挨拶を行う。午前8時より前に街頭演説を行うことは出来ないが、街頭に立つこと自体は禁止されていないからである。午前8時になれば演説が行えるため、そこで引き続き街頭演説を行うこともある。通勤通学者への訴求という意味では、この朝の街頭での活動は重要な意味を持っていると言えよう。その後、企業や団体などに伝手があれば、その朝礼などに候補者は足を運ぶこともある。

日中は、候補者は、街頭での演説、街宣車への搭乗、商店街などを歩きながらの「青空対話集会」、公民館などに少人数の人を集めたミニ集会での演説などを行う。候補者によっては、日中は自転車に乗っての宣伝活動を行うこともある。

夜は、20時まで街頭演説なども適宜行うが、野外では視界が悪くなるため、屋内での活動に重点が置かれることになる。その多くは、10人程度から1000人規模の集会の開催である。選挙期間中には、大規模なホールを貸し切つての決起集会や著名な政治家を呼んでの講演会なども実施される。

一日のうち8時から20時の間は、選挙カーが選挙区内を走行し、拡声器を使用出来る限り、その拡声器を使用した連呼行為が行われる。連呼行為を行うのは、いわゆるウグイス(女性の搭乗員)やカラス(男性の搭乗員)、候補者本人や応援にきた政治家、候補者の家族や後援会関係者である。切れ目なく選挙カーを運行させる必要があり、走行する場所や搭乗者の管理も重要となる。

候補者の動き以外のところでは、各種の電話掛けがある。公職選挙法では電話については特段の制限が設けられていないため、電話をかけるために人員が割かれ、各種名簿に基づき夜の集会の案内などを電話で知らせたりすることが行われるのである。

上記の活動に加えて、例えば、候補者は自身の選挙運動の様子をWebサイトやSNSに投稿する。あるいは、候補者は自身の選挙運動の様子を中継したり、録画映像を公開したりする。ネット選挙解禁以前は、候補者は告示日・公示日の直前にWebサイトに必要な情報を投稿し、立候補手続き後はその更新を行うことが出来なかった。しかし、ネット選挙解禁に伴ってWebサイトの更新も可能となり、実際の選挙運動とWebサイト上などの情報を連動させることが可能となった。さらに、電子メールの利用についても道が切り開かれたため、候補者は支持者向けに電子メールを用いた情報発信を行うことが可能となった。例えば、選挙期間中の街頭演説や演説会の予定を電子メールで通知するといったことも行われることになったのである。

ネット選挙解禁が実現したといえども、公職選挙法により、選挙期間中に可能な活動は限定されており、従来通り選挙活動を多くの候補者が行っているというのが実情であろう。各種の制限が残された中でのネット選挙の解禁は、選挙期間中に行われる選挙運動の一部について活動の幅が広げられたに留まり、情報発信の方法が強化されたに過ぎないと結論付けられる[11]。

6. 選挙期間前後の活動と情報の断絶

選挙期日にも一部の選挙運動は行うことが認められている。

まず、選挙事務所を設置しておくことが出来る。ただし、投票日には、投票所から300メートル以内に選挙事務所を設置できない(公職選挙法第132条)。また、選挙事務所の所在を示すポスターや看板を表示することが認められている(公職選挙法第143条第5項)。さらに、選挙運動用ポス

ターをそのまま掲示しておくことも認められている(公職選挙法第143条第6項)。これらについては、選挙期日後、適宜撤収されることになる。

以上の他に、ネット選挙解禁と合わせて、選挙期間中にWebサイトなどに掲載した情報について削除などせずにそのまま掲載させておくことも可能とされた(公職選挙法第142条の3第2項)。選挙期日にあつては、選挙運動と見做されるWebサイトなどの更新は認められていないものの、期間中に掲載された情報については削除する必要がないのである。

ここで、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為が解禁されたことを改めて確認する必要がある。選挙期日の次の日は、多くの場合、開票作業も終了しており、選挙結果が判明している。この結果を受けて、候補者として選挙を戦った者は、Webサイト上などで、当選や落選について挨拶を行うことが今後は通例となるだろう。そして、選挙後の挨拶の後は、候補者などは通常政治活動を展開していくことになり、それまでWebサイトやSNSを利用していた者は引き続きそれらを用いて情報発信をしていくことになる。

ネット選挙解禁前までは、日常政治活動においてインターネットを活用している議員などであっても、告示日・公示日になれば、その利用が制限され、Web上では情報の更新が止まることとなっていた。そして、選挙期日後に日常政治活動に戻ると、Web上の情報は再度更新されていた。選挙期間中の政党などによる政治活動は認められているため、ネット選挙解禁以前にも政党によるWebサイトの更新などはあったものの、候補者によるWebサイトの更新などは控えられていた。かように、選挙期間を挟んで、情報の断絶が存在していたのである。少なくとも、Web上の情報の有無という意味では、以下のような区別を行うことが可能であったのである。

日常政治活動	=	Web上に情報が存在
選挙期間中の選挙運動	=	Web上に情報が非存在

この区別は、ネット選挙の解禁によって成立しなくなったと言えよう。選挙期間中の候補者による情報発信についても、その全てにおいて、特定の選挙における投票を呼び掛けるような内容にはならない。街頭演説などの様子や演説の内容、演説会などの活動予定の予告や活動の結果報告がインターネットを介して拡散されているというのが現状であろう。これは、選挙期間前後の日常政治活動に関する情報発信の内容と大差ない。選挙期間中のインターネット利用が解禁されたことに伴い、選挙期間前後と選挙期間中の情報発信の切り目がなくなったというのが正鵠を射ている。選挙期日である投票日のみ、選挙運動と解されるようなWebサイトの利用などが出来ず、この日だけ、ネット選

解禁前のように情報の非存在が生じ得る。

7. ネット選挙解禁がもたらす政治活動と選挙運動の事務作業上の接続

本稿第6章において、2013年の公職選挙法改正によるネット選挙の解禁は、選挙期間中に行われる選挙運動の一部について活動の幅が広がられたに留まり、情報発信の方法が強化されたに過ぎないと結論付けた。ただし、ネット選挙の解禁については、選挙運動にまつわる候補者の活動全般におけるICTの利活用という文脈の中で、その意義や効果を考える必要がある。

そこで着目されるのは、ネット選挙解禁の中でも電子メールの利用の解禁と屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写等の解禁である。候補者などは、一定の要件を満たすことで、選挙運動のために電子メールを利用することが出来るようになった。その一定の要件として、受信者の承諾を得ることがある。これは、電子メールを送信する先のアドレスを選挙前から候補者の陣営などが確保した上で、選挙期間中に電子メールを送信することにつき承諾を得ておくという準備が求められるのである。つまり、従来も重要とされてきた支援者に関する名簿管理がこれまで以上に重要となるのである。

支援者の名簿については、従来の選挙運動にあっても、電話掛けの際に使用されてきたところであるが、今後は電子メールの送信のためにも活用されることにもなるのである。ここに、選挙前の事務作業と選挙期間中の事務作業が切れ目なく連続していく契機が見出される。

加えて、屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写等の解禁についても、これは映写に供する画像などを事前に準備する必要があることを意味し、ここでも選挙期間前の事前準備の重要性が増していることが確認される。候補者を紹介する映像や政策を説明するための資料であれば、それは選挙運動のみならず、日常の政治活動でも利用され得る。選挙前の選挙運動は事前運動として禁止されているが、その禁止は映像や資料に特定の選挙での投票を呼び掛ける文言などを入れなければ回避できる。それら映像や資料は選挙前から議員のWebサイト上に展開することも想定され、ここにも選挙前の事務作業と選挙期間中の事務作業が切れ目なく連続していく可能性が見出される。

ネット選挙解禁により、日常の政治活動における事務作業と選挙運動に関わる事務作業が連続と接続していく。従来も政治活動と選挙活動を中核で担うのは議員や候補者の事務所関係者であり、その両方の作業が明確に分離されていなかったと考えられるが、ネット選挙解禁により、それらの事務作業が一体化していくことが予想される。

8. ネット選挙解禁に伴う政治活動と選挙運動の区別の融解

本稿第6章では、ネット選挙解禁に伴い、選挙期間前後と選挙期間中の情報発信の切り目がなくなったことを指摘した。さらに、前章では、ネット選挙解禁により、日常の政治活動における事務作業と選挙運動に関わる事務作業が接続することを指摘した。

そもそも、議員の日常の政治活動は、特定の選挙における投票を依頼しないというだけで、その活動の様態は選挙運動において行われる街宣活動などと大きく変わるところはなかった。加えて、ネット選挙解禁により、Webサイトの更新も日常と変わらずに行えるようになった。選挙期間中にWebサイトなどに掲載した情報については削除などせずにそのまま掲載させておくことも認められたため、一度立候補し、選挙期間中に投票の依頼などの選挙運動をWebサイト上で行った者は、自身のWebサイト上のどこかでは選挙活動をそのまま継続しているかのような状態であり続けるのである。

選挙運動自体は政治活動の中に包含されるものであると考えられてきたところであり、選挙運動と政治活動を直截に分けるのは、特定の選挙における投票を依頼するの否か、さらには選挙期間中に行われるの否か、といった点になる。しかし、ここまで議論してきたように、ネット選挙解禁に伴って、政治活動と選挙運動の区別の融解し、その区別を明確に行うことが必ずしも容易ではなくなっているのである。選挙活動が突然行われるわけではなく、政治活動の延長線上に選挙活動があるというのが本来のあり方であって、選挙運動に厳しい制限を課する公職選挙法の立て付け自体に無理があるとも言えるだろう。インターネットの普及に代表されるICTの社会への浸透が公職選挙法に内在する不合理を浮き彫りにし、その対応のための法改正が法律の予定する枠組み自体を根本から切り崩してしまったと考えられる。

9. おわりにかえて

本研究では、ネット選挙の解禁に結実した情報技術の浸透が公職選挙法の想定するところの政治活動と選挙運動の区別という枠組みを融解させたことを解き明かした。

ICTの世界の変化は急であり、その対応が政治行政の分野でも常に求められていくことになる。そのような中で、告示日・公示日から選挙期日までの選挙期間中の運動を制限するという公職選挙法のあり方は再考が迫られるところである。もはや政治活動の中から選挙運動を切り出して、その部分に厳しい制限をかけるという方法自体が成立し得なくなっているのである。公平公正な選挙制度の確立は民主主義社会においては永遠の課題であり続けるだろう。ただし、選挙期間とそれ以外に分けて規制を行うのではなく、

政治活動全般について大枠で最低限の規制を設け、それ以外について、例えばどのような選挙運動を展開することが妥当なのかはそれぞれの政治家と有権者の判断に任せるとするのが、現下の情報社会における現実的な解になるのではないだろうか。

参考文献

- 1 岡本哲和:政治家のホームページ・スタイル--衆議院議員ウェブサイトについての数量分析の試み、選挙学会紀要(1)、pp.37-50、(2003)
- 2 西田亮介:ネット選挙 解禁がもたらす日本社会の変容、東洋経済新報社、(2013)
- 3 総務省:インターネット選挙運動解禁(公職選挙法の一部を改正する法律)の概要、(2013)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000224709.pdf(最終アクセス、2015年4月19日)
- 4 湯浅塾道:インターネット上の選挙運動の解禁に関する諸問題、情報セキュリティ総合科学、第5号、p.48
- 5 西田亮介:ネット選挙とデジタルデモクラシー、NHK出版、(2013)
- 6 伊藤和徳:衆議院選挙初のネット選挙 候補者のネット活用紹介、政治山、(2015)
<http://seijiya.jp/article/news/nws20141210-001.html>(最終アクセス、2015年4月19日)
- 7 大西裕:落選運動はなぜ成功したのか:韓国における圧力団体とマスメディア、季刊行政管理研究 (91)、pp.53-67、(2000)
- 8 玄武岩:韓国のデジタル・デモクラシー、集英社新書、(2005)
- 9 湯浅塾道:インターネット上の選挙運動の解禁に関する諸問題、情報セキュリティ総合科学、第5号、pp.36-51
- 10 本田正美:選挙運動における ICT 利活用の位置付け— ネット選挙解禁の意義と効果—、日本計画行政学会・社会情報学会共催第9回若手研究交流会予稿集、pp.25-28、(2015)
- 11 本田正美:選挙運動における情報コミュニケーションの様態、情報コミュニケーション学会第12回全国大会発表論文集、pp.90-91、(2015)